## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 臼澤 勉

1 日時

令和6年10月8日(火曜日) 午前10時0分開会、午後2時11分散会 (うち休憩 午前11時57分~午後1時0分)

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

臼澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、 神﨑浩之委員、高橋穏至委員、中平均委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、畑中担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、刈谷併任書記、 松本併任書記

- 6 説明のため出席した者
  - (1) 商工労働観光部

岩渕企画理事兼商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、

小野寺経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、

小野ものづくり自動車産業振興室長、髙橋観光・プロモーション室長、

齋藤商工企画室企画課長、伊五澤産業経済交流課総括課長、

藤枝産業経済交流課地域産業課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、

菅原定住推進・雇用労働室労働課長、

熊谷ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、

大越観光・プロモーション室特命参事兼プロモーション課長

(2) 県十整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、

加藤副部長兼県土整備企画室長、菅原道路担当技監、小野寺まちづくり担当技監、高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、

菊池県土整備企画室用地課長、久保田建設技術振興課総括課長、

田家建設技術振興課技術企画指導課長、小野寺道路建設課総括課長、

高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、君成田砂防災害課総括課長、

澤田都市計画課総括課長、阿部都市計画課景観まちづくり課長、

佐々木下水環境課総括課長、佐藤建築住宅課建築指導課長、 伊藤港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

2人

- 8 会議に付した事件
  - (1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

- イ 議案第7号 令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)
- ウ 議案第12号 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取 る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 県土整備部関係審査

(議 案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1追加中 2、3

2変更

- イ 議案第13号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第15号 外水沢地区砂防堰堤築造(地盤改良工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- エ 議案第16号 スキー場南沢地区火山砂防堰堤築造工事の変更請負契約の締結に 関し議決を求めることについて
- オ 議案第19号 一般国道107号大石地区道路災害復旧(トンネル築造)工事の変 更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第20号 訴えの提起に関し議決を求めることについて
- キ 議案第21号 和解の申立てに関し議決を求めることについて
- ク 議案第32号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

## 第3項 土木施設災害復旧費

(請願陳情)

受理番号第41号 緊急経済対策としてリフォーム助成制度の創設を求める請願

- 9 議事の内容
- ○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を御紹介いたします。高橋担当書記。

それでは、これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費及び議案第7号令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案 (その2) の9ページをごらん願います。当部関係の歳出補正予算は、7款商工費の1,939万3,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略しますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 45 ページをごらん願います。 7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の説明欄でありますが、管理運営費は、過年度の中小企業等復旧・復興支援事業費に係る補助金額の確定により生じる国庫返還金について所要額を補正しようとするものであります。

次の海外輸出力強化事業費は、米国トップセールスにおいて、農商工官民連携によるプロモーション効果を高めるため、商工団体の派遣に要する経費について補正しようとするものであります。

次の岩手産業文化センター設備整備事業費及びいわて銀河プラザ管理運営費は、地下オイルタンクの補修や経年劣化した設備の更新に要する経費について補正しようとするものであります。

2目中小企業振興費の半導体関連人材育成推進事業費は、本県の中核産業である半導体 関連産業の持続的な成長を支える人材の育成、確保を図るため、国のデジタル田園都市国 家構想交付金を活用し、公益財団法人いわて産業振興センターが整備中の人材育成施設の 円滑な開業及び施設の機能が十分に発揮されるよう、研修カリキュラムやホームページの 整備等の準備業務を実施しようとするものであります。

次の中小企業振興資金特別会計繰出金は、前年度からの繰越額の確定による特別会計の

財源調整に伴いまして増額しようとするものであります。

46 ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の管理運営費は、過年度のいわて旅応援プロジェクト推進費に係る宿泊施設等からの補助金申請額の誤りにより生じる国庫返還金について、所要額を補正しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案(その2)の27ページをごらん願います。議案第7号令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)でありますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,348万4,000円としようとするものであります。

28 ページに参りまして、歳入でありますが、1款繰入金と2款繰越金は、前年度からの繰越額の確定に伴い、それぞれ増額しようとするものであります。

3 款諸収入は、中小企業高度化資金の前年度からの繰越額の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものであります。

29 ページに参りまして、歳出でありますが、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費は、前年度からの繰越額の確定に伴い、償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上 げます。

- ○神崎浩之委員 海外輸出力強化事業費について、商工団体の派遣ということですが、 もう少し詳しく教えてください。
- ○伊五澤産業経済交流課総括課長 トップセールスについての御質問ですが、今年度は本県の有望市場である米国について、知事を筆頭に農業団体、商工団体等とトップセールスの実施を予定しているところであります。具体的には、県産品の輸出力強化、海外への販路拡大及び本県への外国人観光客の誘客促進を図るため、来年1月下旬に現地事業者や在外公館等と連携して、物産観光PRレセプションや岩手県フェア等を開催することを考えております。

なお、商工団体につきましては、トップセールスの実施に当たり、食品、日本酒、工芸品など幅広い県産品の販路拡大に向け、県内事業者の海外展開を力強く後押しし、官民一体となった重層的なプロモーションのさらなる遂行のために、ミッションメンバーとして本県における商工団体の代表を想定しておりますけれども、追加で派遣する必要が生じましたので、補正しようと考えているものであります。

○神崎浩之委員 商品を絞るのか、それともある程度バラエティー豊かに行くのか。やみくもに行ってもしようがないと思うし、リンゴだったり、前にカナダや牛肉などいろいろあったのですが、アメリカのどこに、何を、どう売っていこうとしているのかお聞きしたいと思います。

- ○伊五澤産業経済交流課総括課長 アメリカのどこに、何を中心にPRしていくかという御質問でありますが、アメリカは本県でも県産品の有力な輸出先ということで、日本酒を初め、農林水産物ではお米や牛肉が有力な輸出品目となっております。したがいまして、今回の北米のミッションにつきましては、農林水産部と連携しまして先ほど申し上げたお米や牛肉、それから商工分野だと日本酒、食の加工品など北米において販路の拡大を見込めるものを中心に、場所はニューヨークやワシントンなど東海岸で日系の量販店や在米の大使館等と連携しながら、岩手県フェア等を通じてPRしていきたいと考えております。
- ○神崎浩之委員 中国もそうだけれども、市場が大きいので、商談が決まったらある程度の量がなければだめです。商談が成立すればいいのですけれども、やみくもに売りに行ってもだめだと思うし、物をきちんと確保してから行かなければだめだと思うので、商談が成立した場合の輸出ルートはある程度あるのですか。
- ○伊五澤産業経済交流課総括課長 輸出のルートでありますが、例えば米国については 日系量販店はミツワマーケットプレイスを想定しておりますけれども、既に岩手県からア メリカに輸出するルートがありますので、そういったチャンネルを活用しながらさらに広 げていきたいと考えております。今回の岩手県フェアを通じて、岩手県の商品はこういう ものがあるのだと現地のバイヤーにPRして、トップセールス後は現地のバイヤーに日本 に来てもらうことも想定しながら、岩手県の商品についてさらに販路拡大すべくPRを積 み重ねていきたいと考えています。
- ○郷右近浩委員 海外輸出力強化事業費ですけれども、今回補正予算案で 64 万 3,000 円 を増額することについて、何者かふえたといった話でもあったので、全体事業費が幾らになって、何者ぐらい行く形になるのか教えていただければと思います。
- **○伊五澤産業経済交流課総括課長** トップセールスにおける全体額でありますけれど も、当初予算においては、このトップセールス部分については約1,600万円で要求してお りまして、今回それに60万円余り追加で補正するものであります。
- ○郷右近浩委員 流通課の分もあるのですか。
- ○伊五澤産業経済交流課総括課長 これに流通課の分も加わっていきますが、今想定されている事業者は、例えば日本酒だと岩手県酒造組合の会長などですし、品目については絞りつつあるところです。特にアメリカは航空運賃や現地滞在費など渡航費がかなりかかるので、実際に来ていただく事業者はこれから調整していく予定です。
- ○郷右近浩委員 行く者がふえたから 64 万 3,000 円の補正予算案を提出したといった答 弁があった気がしたのですけれども、それは私の聞き間違いですね。
- ○伊五澤産業経済交流課総括課長 説明不足で申しわけありません。想定しているのは 商工団体の方で、現在岩手県商工会議所連合会の代表を想定して、1人分 60 万円余りを 増額補正しているものであります。
- ○郷右近浩委員 何カ所か行くので当初予算は 1,600 万円になったのですか。結果的に

はきちんと岩手県のPRであったり、岩手県の食品などさまざまなもののPRになっていけばいいと思うのですが、トップセールスなどで行く場合、知事の飛行機はファーストクラスですか。

- ○伊五澤産業経済交流課総括課長 トップセールスにおける知事の渡航手段でありますけれども、ファーストクラスは想定しておりませんで、ビジネスないしはエコノミーで考えているところであります。
- ○郷右近浩委員 先日奥州市長が行ったときには、奥様と2人でファーストクラスだったという話もありましたが、ブラジルに行ったときはビジネスクラスで24時間の空の旅をしたといった話も聞いていたので、予算に対しての割合はどうなのだろうと思い、お聞きしたところでした。
- **○軽石義則委員** 半導体関連人材育成推進事業費について、詳しい内容と現状について お知らせください。
- ○小野ものづくり自動車産業振興室長 半導体関連人材育成推進事業費でありますが、 事業内容として大きく三つあります。一つ目のインストラクターの設置については、デバイスメーカーの○B1名を研修インストラクターとして配置するものであります。二つ目の研修カリキュラムの整備については、インストラクターが中心となりまして研修カリキュラムを企画、策定するということと、研修用の機材、消耗品の準備などを行うという内容であります。三つ目がプロモーションの推進で、情報発信と利用促進のためのホームページの整備であり、利用申し込みのウエブ予約システム等を作成するということであります。

インストラクターの配置と研修カリキュラムの整備は、いわて産業振興センターへ 712 万 7,000 円での委託となります。

プロモーションの推進についても、いわて産業振興センターへの補助でありますが、金額にして 201 万円であります。

現状ですが、今年度から建物の整備を始めております。来年4月の開設に向けて、9月 13 日に起工式を行ったところでありまして、建物の建設を鋭意進めているところであり ます。4月の開設に向けた準備を、この予算をもとにこれから事業として進めていきたい というものであります。

- **○軽石義則委員** その事業にかなりの期待感があって、問い合わせもいろいろ来ている と思いますけれども、この事業をどのような形で周知されて、事業の効果をどのように想 定して展開しようとしているのかお知らせください。
- ○小野ものづくり自動車産業振興室長 まず、この事業の周知ということであります。 施設の整備、運用に当たりましては、県内の産学官で連携して組織しているいわて半導体 関連産業集積促進協議会で内容をいろいろ議論した上で取り組んできたものであります。 関連の企業、大学、高等専門学校といった教育機関、研究機関も含めて内容の周知をして いるところでありまして、県内では関係者への周知はかなり図られていると思っておりま

す。

一方で、県外に対しましても、現在、岩手県、大分県、三重県の3県の連携で、さまざま情報交換をしております。その中で、先進地であります九州地方、東海地方などの企業に対してもどんどんPRしているところでありまして、今回このホームページを作成するということもありますので、全国的に広く周知していきたいと思っておりますし、現在でも全国からの問い合わせをかなり頂戴している状況であります。

そして、この事業の実施の成果、効果であります。これから施設で人材育成を行っていく中でメインとなる半導体製造装置のメンテナンス技術者については、私ども県やいわて産業振興センターが中心となって育成する人数は年間でおおむね200名程度と考えております。これにプラスしまして、企業独自の形で人材育成を行う中で、恐らくかなりの人数がここで研修していただく形になろうかと思います。そういった中で、地域の半導体関連企業での人材の育成、それから新たな半導体関連産業への人材の確保などをこの事業をもってしっかりと進めていきたいと考えておりまして、そういったところの把握もしっかりとしていきたいと思っております。

○軽石義則委員 これから進める上でいろいろな課題も出てくると思いますけれども、 それらについてもしっかりと対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと、観光総務費について、国庫返還金の所要額を補正するという説明でしたけれど も、どのような誤りだったのでしょうか。

- ○大越特命参事兼プロモーション課長 国庫返還に係る誤りの内容でありますけれど も、割引等が重複していたものやいわて旅応援プロジェクトの割引要件に該当しなかった にもかかわらず、宿泊施設及び旅行会社から、予約時の金額で誤って申請があったことに よるものであります。
- **○軽石義則委員** それはチェックして発見したのか、業者から申告があって誤りがわかったのか、どういう形ですか。
- ○大越特命参事兼プロモーション課長 誤りの発覚についてでありますけれども、こちらは県及び事務局ではなく、業者からの申し出によるものであります。
- 白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。
  - これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る 権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺経営支援課総括課長 議案第 12 号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る 回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し 上げます。

議案(その3)の7ページをお開き願います。なお、お手元にお配りしております議案 第12号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に 関する条例の一部を改正する条例案の概要によりまして説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容でありますが、産業競争力強化法の一部改正に伴い、本条例で引用している条項に移動が生じたため、その整備を行おうとするものであります。

3の施行期日については、公布の日から施行しようとするものであります。 以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 最低賃金が上がることは、県内企業にとってもよい効果もありますが、逆の効果もあると思っております。最低賃金が上がることによって雇用が減る、労働時間が短くなるといった現象が起こっております。この現象は把握されていると思いますけれども、こういうことに対して、岩渕企画理事兼商工労働観光部長はどういう認識でいらっしゃるかということです。それから、今後、小規模事業者が非常に心配だと思っていますが、まず岩渕企画理事兼商工労働観光部長にその辺についてお伺いいたします。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 まず、若者や女性の県外への流出、社会減がなか

なか減っていかないことが大きな課題だと思っています。そのためには、県内の働く場所において、やりがいと生活を支える所得が得られるようにしていかなければいけないということが大事だと考えております。そうしたことを実現していくために、企業の生産性向上の取り組みに対する支援、価格転嫁への支援などを実施しているところであります。

一方で、エネルギー価格、原材料価格の高騰などによって、県内の中小企業がなかなか 賃上げの原資、賃上げに見合った利益を確保できないといった状況があって、経営を取り 巻く環境が非常に厳しい状況である受けとめております。そうした中で、一般質問でも答 弁しておりましたけれども、消費の拡大と賃上げの好循環を生み出すような経済対策が必 要だと思っておりますので、こういうものを国に求めながら、県としてもできる限りの支 援をしていく必要があると考えております。

○神崎浩之委員 今回の自由民主党の総裁選挙でも、最低賃金を 1,500 円に引き上げるという話もありましたけれども、自由民主党は労働組合と仲よくしたり賃上げなどと言っている一方、きのうの一般質問では日本共産党の議員が県内の小規模事業者の経営者の心配をされておりまして、世の中が随分変わったと思いながらいるのですが、本当に最低賃金が 1,500 円だったら昔と比べれば 2人分の給料となります。それはそれでいいのですけれども、果たしてそれを払える体力が県内の小規模事業者にあるのかどうかということです。中小企業者ではなく、小規模事業者です。きのうの答弁を聞いていても、生産性の向上やDXについて、どういうイメージを持っているのか。 DX、GXなどと言うけれども、さまざまな小規模事業者がありますが、例えば、DXをすることによってどういう事業で賃上げを上回る利益を確保する支援をしようとしているのかお伺いしたいと思います。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 小規模事業者のDXについて、一般質問で答弁しておりますけれども、岩手県商工会議所連合会でいわてビジネスイノベーションアワードを毎年実施していて、その中の事例紹介をさせていただきました。街の自転車屋がさまざまなITツールを組み合わせる形で、夜間でも無人で受け付けができるようなシステムを開発して、売り上げの向上につなげていった取り組みや、DXではありませんけれども、田野畑村のすし店で、後継者が戻ってきたということで商工団体が伴走支援し、村外からのお客さんを獲得して成功している事例など、小さい事業者がさまざま工夫して取り組み、商工団体などが伴走型で支援してうまくいっている例等がありますので、そういう事例を想定して小規模事業者のDXを考えております。

○神崎浩之委員 それから、価格転嫁が進めば、売り上げが同じでも利益が確保できるのです。言うまでもないのですけれども、給料を上げる、資材高騰、それから売り上げが減っている中で、例えば農林水産品も含めて、価格転嫁が行われればいいと思っています。きのうもスーパーに行って価格を見てきたけれども、スーパーなどはこういう状況にあっても1円でも安く仕入れたいと言っているのです。国はGメンなどいろいろやっていますけれども、県として価格転嫁に対する支援は具体的にどういうことを行っているの

か、お伺いしたいと思います。

○小野寺経営支援課総括課長 神﨑浩之委員からお話がありましたとおり、商取引が今 全国規模で行われておりますので、基本的には国レベルで抜本的な対策が必要になってく る部分だと思います。

ただ、県としても必要な取り組みが大きく二つあると思います。まず一つが、取引先全体でウイン・ウインの関係になるため、いわゆるサプライチェーンの中で、みんながきちんと価格転嫁できるよう経営者の意識を醸成していくことが必要だと思います。そういった意味で、国で今展開しているパートナーシップ構築宣言の普及拡大は、県でも商工指導団体と連携して取り組んでおり、これがまず一つの取り組みです。

それから、実際に価格転嫁するに当たっては、取引先と交渉が必要になってきます。そのときに、価格転嫁、価格交渉のすべをよく理解することによって、価格交渉が円滑に行われるといったこともあると思います。価格交渉の研修会も今全国規模で行われておりまして、県内でも岩手県商工会連合会や商工会議所などで国等とも連携して実際行われております。そういった中小、小規模事業者に対する価格交渉の仕方についての研修会等の実施も県と商工指導団体で展開していくべき取り組みだと思います。そういったものの展開を通じて、県内中小企業者、小規模事業者の価格転嫁を支援してまいることにしております。

○神崎浩之委員 実態を十分御承知だと思いますけれども、最近テレビ報道もありますが、賃上げはしたものの、ゼロゼロ融資の返済と相まって、今後、小規模事業者が倒産していくのが非常に心配であります。賃上げもいいですし、働き方改革も重要なのですけれども、男性の育児支援も代替の社員がいなくてとれない、事業を縮小しなければならないということがあります。

トラック業界も、就労時間が制限されることによって給料が減ったとドライバーから逆に怒られるというし、今回の最低賃金の関係では、私もコンビニエンスストアのオーナーから、本当に50円上がるのですか、50円上がったら雇えないと言われるのです。本当に50円上がるのだったらパートの人数または時間を減らさなければならないということで、最先端の小売業であるコンビニエンスストアでさえ最低賃金は非常に厳しいということです。さらに、社会保険が20人から50人になれば、それこそ本当に減らして19人にしなければならないということまで言っております。こういうことを含めて、国もやってほしいですが、県としてももう少し隅々まで見て支援策をやらないと本当に倒産していくのではないかと思っておりますので、最後に、岩渕企画理事兼商工労働観光部長にもう一度優しい声を上げていただきたいと思います。

〇岩渕企画理事兼商工労働観光部長 今回の最低賃金の引き上げについて、50 円以上という話ですけれども、国で示した各県の最低賃金の引き上げの目安額が 50 円であり、岩手県はそれに9円上乗せした 59 円の引き上げであります。申し上げたいのが、全国的な賃上げが大きくなっているということであります。冒頭申し上げましたとおり、そうした

中で賃金水準を引き上げていかないと、若者、女性が地元に定着しなくなることはしっか り考えていかなければいけないと思っております。

一方で、最初にも答弁申し上げましたとおり、中小企業、小規模事業者は防衛的な賃上げを余儀なくされている状況でありますので、こうした中で企業もしっかりと賃上げができるようにする、賃金が上がって若者がきちんと定着してくるといったことを、両方やっていかなければいけないと強く考えております。

そのためには、コンビニエンスストアにしても、スーパーにしても、消費がどんどんふ えていかなければいけない、消費の拡大と賃上げという循環をつくっていかなければいけ ないという考えであります。

やはり大胆な経済対策が必要だと思いますので、その部分は国に働きかけていきたいと 思うのですけれども、県でできることで生産性向上などさまざまな取り組みがありますの で、そういうことをしっかりとやりながら、さらに何ができるかしっかりと検討していき たいと考えております。

○工藤剛委員 ことしの 10 月 2 日 3 時をもって、仙台管区気象台から岩手山の噴火警戒 レベルを 2 に引き上げるという発表がありました。

前回、1997 年、1998 年でしたか、約6年間にわたって入山規制がされた時期があります。そのときには、地元の滝沢市、八幡平市、雫石町を含めまして、県内の観光、宿泊業者は大打撃を受けた経験があります。今回の影響を含めまして、また同じようなことが起きるのか大変懸念している状態でありますが、このことについて、県としてはどのように捉えているかお伺いいたします。

○髙橋観光・プロモーション室長 岩手山の入山規制の観光への影響についてであります。先ほど工藤剛委員からお話がありましたとおり、岩手山について 10 月 2 日に噴火警戒レベルが一番下のレベル 1 から 2 に引き上げられ、火口周辺制限が 2 となっていました。大地獄谷からおおむね 2 キロメートルの範囲内で警戒が必要という形になりまして、あわせて全ての登山口からの入山が規制されました。

入山規制に伴いまして、山麓の宿泊施設あるいは観光施設の一部についてそれぞれの観光協会で調べていただいたところ、登山ガイドツアーの催行が中止になった、宿泊がキャンセルになった、日帰りのお客様が減少したなどの影響が発生しているといったところであり、今後も影響が続くことを懸念しているというお話でありました。

工藤剛委員から先ほどお話がありました 1997 年からの火山活動の際には、防災と観光の両立という面で非常に大きな課題となったところでありました。現時点では登山は規制されているけれども、生活については通常どおりというお話でありましたので、風評被害が起きないようにするためにも、県としましては関係する市町村あるいは観光協会とも連携しながら、岩手県を訪れる観光客への正確な情報提供に努めて、岩手山周辺の温泉や観光施設などで通常どおり観光が楽しめるようにしていただきたいと考えております。

○工藤剛委員 実際、噴火警戒レベル3、4、5など、いつ噴火するかわからない状況

ではないので、今おっしゃったとおり、正確な情報を発信することが大事なのではないかと思います。地元の人であれば事情をわかっていることもありますが、特に観光、宿泊業者は、県外、国外からのインバウンドの観光客も含めて、ただ単に岩手山が危ないといった印象を持たれるともう来なくなることを非常に警戒しております。実際、先日八幡平市、滝沢市、雫石町の首長がテレビ局を訪問して、情報は情報としてきちんと発信していかなければいけないけれども、マスコミが発表するときには、その後に、宿泊や観光に関してはまだ影響ありませんといったことも付け加えながら発表してくれないかという要望に行ったという話も聞いております。県が情報発信するときもぜひそういうことをまず気にかけて、ただ単に今こういう状況ですという話だけではなくて、周りの人たちは普通どおり生活していて、来てもらう分には全然問題ありませんといった意味合いを含めて情報発信してもらいたいと思います。

この 10 月 2 日は私は岩手県議会 9 月定例会で盛岡市にいたのですが、地元の八幡平市ではLアラートが 3 時に一斉に鳴ったのです。大音量で、みんながとにかく驚いたということです。先ほど申し上げたとおり、もう噴火寸前といった状況であれば、それはそれで仕方ないのかもしれないですけれども、噴火警戒レベルが 2 に上がった、普通に生活してくださいという段階で、いたずらに恐怖心を招くというか、そういうことが必要かどうかという問題です。あれは県が発信したのではないのでしょうけれども、そういうことも含めて県は把握していましたか。その辺の対応はどのように考えていますか。

○**髙橋観光・プロモーション室長** 先ほど工藤剛委員からお話がありましたとおり、一般社団法人八幡平市観光協会からも、エリアメールが非常に大きく鳴って、かえって一般のお客様まで心配してツアーをやめたいという話もかなり受けたと直接聞いておりました。

そして、今回噴火警戒レベルについて仙台管区気象台が発表する際に、私どもも防災課から一緒に来て聞いてくれないかというお話がありまして、その時点では八幡平市、滝沢市、雫石町の方々に緊急速報メールを発信することは決められていましたけれども、今のような状況になることまで想定していたかどうかわからない部分もありましたので、今回あったような事情もあわせてお話ししながら、どういった取り組みをすればいいのか、防災課と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○工藤剛委員 前回のように長期化するかどうかは今時点ではわからないのかもしれないのですけれども、実際、前回よりも観測技術などはかなり上がっているでしょうから、正確な情報等で判断できると思います。地元で観光、宿泊で生活している人に関しましては本当にどうなっているのか、長引くようであれば、それこそそれなりの風評被害も含めて、宿泊、観光業を守っていくための対策等も考えていかなければいけないのではないかと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○髙橋観光・プロモーション室長 今後、どのような取り組みをしていけばよろしいか 各市町村、観光協会と意見交換しながら、今後の取り決めについて進めてまいりたいと思 っております。いずれできる限り観光に影響がないように、風評被害を起こさないためにも正しい情報を確認してほしいというお話もあったり、30 年前と少しずつ状況が変わってきている部分もありますので、そういうことも踏まえながら防災と観光の両立に向けて進めていきたいと考えております。

**○工藤剛委員** もう一つは、実質的な所管は県土整備部になると思うのですけれども、 観光業という観点で、樹海ラインが今通行どめになっておりますが、臼澤勉委員長、その 点について質問してもよろしいですか。

- ○臼澤勉委員長 はい、どうぞ。
- ○工藤剛委員 ことしの夏の豪雨災害によって、樹海ラインが通行どめになっておりまして、八幡平に上る部分はアスピーテライン1本になっております。それについて、何の説明もなく、ただ単に一斉に通行どめになったということで、これが何でそうなって、いつまで続くのかなど、地元といいますか、周りに何も説明がなくて、どうなっているのだという話が多かったのですが、それに関しては、それこそ先ほど言ったように、観光的な面から見て、特に何も対策を講じる気はなかったというところですか。
- ○髙橋観光・プロモーション室長 樹海ラインの関係につきましては、盛岡広域振興局で岩手土木センターと連携しながらいろいろ進めているところと伺っております。観光についての影響もあるというお話など承っておりましたので、今後どのような対応をしていけばよろしいか、盛岡広域振興局とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。
- ○工藤剛委員 実は私も当初は知らなくてといいますか、地元の観光業者から、とまっているんだけどどうなっているんだ、いつまでなんだ、という話があって、盛岡広域振興局から話を聞きまして、実際通行どめになっている現地やその先まで一緒に行って、ちょうど崩れている現場を見させていただきました。その後八幡平市長と一緒に盛岡広域振興局長のところに行って、片側通行でもいいから、何とか早目に通行できるような状況にならないかというお願いにも行った経緯はあります。

盛岡広域振興局の話ですと、崩れているところが 20 メートルぐらいなのですけれども、そこが雨によって単純に崩れただけではなくて、要は山が動いて地滑りの観点から調査する必要があるということですが、十和田八幡平国立公園内ですので、山が動いているかどうか計測器一つ取り付けるだけでも、許可がおりるまで1カ月、2カ月時間がかかるということです。実際、崩れたところも含めまして6カ所ぐらいボーリングして、全部地質調査をする計画にしているらしいのですが、先月の中間あたりの時点で、その計画すらまだ3カ所ぐらいしか実際許可がおりていない状況で時間がかかりますと言われております。ことしの紅葉シーズンは今なのでもちろんどうにもなりませんが、11月半ばになると通常の冬期の通行どめになりますので雪解けを待ってということですが、地元の観光協会の話ですと、一番はドラゴンアイなのです。全面通行ではなくて、片側でもいいから、来年のドラゴンアイに間に合うようにできないかという要望が物すごくあります。アスピーテラインと樹海ラインの両方を通れた時点でも、今年度は3時間待ちぐらいの渋滞が実

際起きています。来年度は1本しか通れないとなると、渋滞もそうですが、ではもう行かないというのが一番怖いところで、先ほど申し上げたように地滑りの問題ですから、どうぞ、どうぞというわけにはいかないのもありますが、一番最初に申し上げたように、聞かれて、はい、こうですというのではなくて、少なくとも周りの観光業者などには、良心的に今こういう状況です、こういう原因なのですと説明してほしいです。それは工事する県土整備部もですけれども、観光部門もぜひとも心がけていただきたいと思いますが、いかがですか。

○髙橋観光・プロモーション室長 工藤剛委員から詳しく御説明いただいたところでありますけれども、私どもも、観光事業者、観光協会、市町村とも連携しながら、そういったところについて説明不足にならないように、そして先ほどお話があったドラゴンアイに向けて今後どのように対応するかも含めまして一緒に検討してまいりたいと思います。

そして、特に海外や国内の方々が非常に楽しみに待っているところでありますので、そういったところについては十分配慮しながら情報発信していきたいと思っております。工藤剛委員からお話があったとおりでありますので、そういった情報の発信、そしてまた関係している方々と協力しながら情報共有を進めてまいりたいと思います。

○高橋穏至委員 私からは、デジタル活用による生産性向上支援についてお尋ねします。7月 23 日に当常任委員会で会津若松市を視察してまいりまして、スマートシティを通じた取り組みということで、私は大変衝撃というか、すばらしい視察だったと思っておりました。スマートシティということでやっているのですが、その中で中小のものづくり企業の生産性向上の取り組みが紹介され、地場企業のAIやクラウドツールと最新の技術を活用して省力化し、生産性向上につなげる支援策をやっていたのですが、岩手県におけるこういった取り組みはどうなっているかお伺いします。

○熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長 まず、県内のものづくり企業のデジタル化の推進状況について申し上げますと、本年7月に、県内ものづくり企業を対象にアンケート調査を実施しておりまして、回答のあった 24 社のうち、約7割の企業がデータのデジタル化や個別の業務のプログラム、プロセスのデジタル化を進めている状況でありました。今後の取り組みの課題としまして、7割の企業がIT、それからDXに対応可能な人材の不足、約3割の企業が導入コストを挙げられております。県では、こういったアンケート調査や企業訪問などによりまして、企業の現状やニーズを把握しながら取り組みを進める形で取り組んでおります。

現在の取り組みとしましては、デジタル化に意欲的なものづくり企業に対しまして、地 方独立行政法人岩手県工業技術センターやいわて産業振興センターと連携しまして、デジ タル活用についての理解醸成や基本的なスキルの取得に向けた講座の開催等をもくろんで おります。また、実践的な技術の導入支援によるデジタルを活用した高生産性、高付加価 値企業のモデルケースの創出に向けた取り組みや人材育成などに取り組んでいるところで あります。 ○高橋穏至委員 この件に関しては、実は各種団体からの要望の中に、商工政治連盟からもデジタル活用による生産性向上の取り組みをしっかりと推進する体制をつくってほしいという要望をいただいております。先ほど神崎浩之委員の質問の中で最低賃金の話がありまして、仮に最低賃金 951 円で週 40 時間働いたら 16 万 3,000 円です。1,500 円にすると、25 万 7,000 円が最低賃金になるのです。現状から見て、達成できなかったら労働基準法違反なので、どうするかというと時間を減らし、週 40 時間ではなく 35 時間、30 時間にするなどしないと条件がクリアできません。そのためにどうするかというと、要は短い時間でしっかりと製品をつくるなど生産性を上げるといったことが必要です。賃金を上げるというのも当然で、賃金を上げるためには先ほどの価格転嫁もそうですし、仕事の量をふやさなければならないし、現状でそれがすぐできないとすれば時間を削る、人を減らすしかないという話になってしまいます。

労働時間について、若者のアンケートの中で、都会を選ぶ学生がどういう基準で仕事を 選ぶかというと、給料も大事だけれども、休みがどれくらいあるか、やはり働き方も大事 ということです。短い時間できちんとした給料、給料よりもまず自分の時間が欲しいとい う若者が多いというのも、実は気をつけなければならない点かと思います。そのために は、やはり生産性を上げなければいけないということだと思います。

ことしの予算審査で関連している事業を拾いながら取り組み状況を一覧にしたのですが、商工団体の支援組織やいわて産業振興センターなどさまざまなところを使って事業に取り組んでいるのですが、果たしてこの事業に取り組んだ結果がきちんと出ているのか、これをどう捉えているのかが気になるところで、先ほど、今の段階でアンケート調査をして、そしてモデルケースというスピード感でいいのかと回答を聞いて思ったのですが、今取り組んでいる事業に関して課題意識のようなものはお持ちでしょうか。

○熊谷特命参事兼ものづくり産業振興課長 企業の生産性向上といいますか、デジタル 化の推進についての取り組みの中で、先ほど申し上げたように、個々の業務でのデジタル の導入という部分は、現時点で進んできていると考えております。

一方で、個々の業務でありますので、経営全体や分野全体での取り組みがまだまだそこまでいっていない企業が多いのではないかと考えておりまして、今後はそういった経営全体へのデジタルの導入といった視点も持ちながら、産業支援機関等と連携しながら支援をしていきたいと考えているところであります。

○高橋穏至委員 令和5年度事業の決算審査を行う決算特別委員会でも聞いていかなければいけないと思うのですが、例えば視察してきたスマートシティ会津若松のこれまでの成果ということで、会津若松市単独で企業の基礎を固める取り組みの成果として、1,000人のデータ分析の人材育成をし、中小企業の生産性が 25%向上したと出ているのですが、そういった成果がこの事業の取り組みの中できちんと見えるような押さえ方をしているのかということだと思うので、さまざまな事業をやっていく中で、しっかりとした成果を出せるような取り組みをしていかなければならないかと思います。そういった観点か

ら、令和5年度の事業について、後の決算審査でお聞きしたいと思いますので、よろしく お願いします。

○臼澤勉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中2、3、2変更を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

**○加藤副部長兼県土整備企画室長** それでは、議案第2号令和6年度岩手県一般会計補 正予算(第4号)中、県土整備部関係の予算について説明します。

議案第2号の9ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、国庫支出金の内示等に伴う事業費の整備のほか、令和6年台風第5号等により被災した道路や河川等の災害復旧などに対応するための経費を補正しようとするものであり、表中の中ほど、8款土木費は30億5,239万7,000円の減額、10ページに参りまして、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は2億4,298万3,000円の増額、これらを合わせて28億941万4,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明申し上げます。 なお、金額の読み上げの省略と主な内容の説明となりますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書 49 ページをごらん願います。8 款土木費、2 項道路橋りょう費ですが、2 目道路橋りょう維持費のうち、説明欄1行目の道路環境改善事業費は、橋梁の耐震化や道路防災対策等に要する経費について、国庫支出金の内示や他事業との調整に伴い補正しようとするものであります。

説明欄4行目の道路維持修繕費は、令和6年台風第5号による道路損傷箇所の補修など、応急的に要する経費について補正しようとするものであります。

50 ページに参りまして、3目道路橋りょう新設改良費のうち、説明欄1行目の地域連携道路整備事業費は、緊急輸送道路や物流の基盤となる道路等の整備に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

51 ページに参りまして、3項河川海岸費ですが、1目河川総務費のうち、説明欄2行目の河川海岸等維持修繕費は、令和6年台風第5号による河川や海岸の流木等の撤去など、応急的に要する経費について補正しようとするものであります。

続いて、2目河川改良費のうち、説明欄1行目の基幹河川改修事業費は、河川改修等に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

続いて、3目砂防費のうち、説明欄1行目の砂防事業費は、砂防堰堤等の整備に要する

経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

少し飛びまして、62 ページをごらん願います。11 款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費ですが、1目河川等災害復旧費のうち、説明欄1行目の河川等災害復旧事業費は、令和6年台風第5号等により被災した道路や河川等の公共土木施設の復旧に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について説明いたします。議案(その2)にお戻りいただきまして、11 ページをごらん願います。第2表債務負担行為補正の1、追加中、2、急傾斜地崩壊対策事業と3、港湾災害復旧事業の2件が当部関係であり、工期が翌年度以降にわたるものについて期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

12 ページに参りまして、2、変更中、1、道路環境改善事業から9、河川等災害復旧事業までの9件について、事業費等の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

- ○ 日澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○神崎浩之委員 考え方について簡単にお伺いするのですけれども、令和5年度の決算もそうですが、国に返すお金が多いのです。皆さんは予算がないとよく言っているのだけれども、その中で国に返すお金がたくさんあるのは非常にもったいないと思っているのです。今回の補正予算案も三角が立っているのも結構あるものですから、国に返す消化し切れなかった予算について本庁としてどのように考えているのかということです。令和5年度も含めて非常にもったいないと思うのですが、例えば市町村でやり切れなかった部分があったり、業者や入札の関係、働き方改革が邪魔したなど、そういうことも含めてお伺いしたいと思います。
- ○加藤副部長兼県土整備企画室長 国に対する返還金、償還金でありますが、こちらは 予算に関する説明書の 47 ページでありますが、こちらは償還金という形で国に返すもの であります。今回三角が立っておりますのは減額でありまして、国庫支出金の内示が申請 額よりも低い内示でありましたので、その分事業費を落としているのが今回の減額補正の 主な内容であります。
- ○神崎浩之委員 令和5年度もあわせて大きい視点で聞いてみたのだけれども、それに対してコメントがあるかということと、今回8月の豪雨の関係で災害復旧の予算がこれから加算されていくと思うのだけれども、例えば現計予算の中で災害復旧に使える予算もあるのかお聞きしたいのです。もともとやろうと思っていたところが災害を受けて、本当は新規の災害復旧なのだけれども、現計予算の中で振り分けられる予算もあるのかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。
- ○加藤副部長兼県土整備企画室長 一般的な話になりますが、災害復旧でありますと、 災害査定を受けて、国からよしとなったものについて実施する形になりますので、他の予

算の流用は基本的にはないかと考えております。

- ○高橋穏至委員 国の内示によって減額ということで、要は予定して要望したけれども つかなかったということで、いわゆるよく言われる社会資本整備総合交付金の採択率など に関係しているかと思うのですがそうなのかということと、この内示がなかったことで、 例えば道路関係だとどれくらいの事業ができなくなっているのか、もしわかれば教えてく ださい。
- ○加藤副部長兼県土整備企画室長 内示割れについてでありますが、高橋穏至委員御指摘のとおり、社会資本整備総合交付金などの状況であります。金額ベースで申し上げますと、大体 30 億円ぐらいの減額でありまして、事業は今手元に資料がありませんので、申しわけありません。
- ○髙橋穏至委員 後で教えてもらえればと思います。
- 白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。 当局から提案理由の説明を求めます。

〇佐藤建築指導課長 議案 (その3) の9ページをごらん願います。議案第 13 号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、建築基準法施行条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

初めに、条例案の前提として、建築基準法の改正の概要について御説明しますので、資料の2ページをごらん願います。1、法改正の概要ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布され、これに伴う建築基準法の一部改正について、公布の日から6カ月以内に施行されるものであります。

次に、2、建築基準法の一部改正の概要ですが、(1)の改正前においては、建築主の種類によって、建築物を建築等しようとする際の審査や検査等できる主体が異なっていたものであります。具体的には、①のとおり、建築主が民間事業者等の場合、この場合には建

築確認の手続が必要になりますが、その審査や検査等は地方公共団体に置かれている建築 主事、または民間の指定確認検査機関のいずれも行うことができることとされてきました。

一方、②のとおり、建築主が国、都道府県または建築主事を置く市町村の場合、建築確認にかえて計画通知の手続が必要となりますが、その審査や検査等は建築主事のみができることとされてきました。このため、例えば大規模災害時に公共施設の再建等が集中することにより、計画通知が急増した場合、建築主事の負担がふえ、円滑に審査や検査等をすることが困難となり、被災地の復興にもおくれが生じる懸念などがありました。

このことから、(2)の改正後においては、計画通知についても指定確認検査機関による 審査や検査等が可能になるよう見直しが行われたものであります。また、これにより、右 下の図のとおり、改正後には建築主の種類にかかわらず、審査や検査等のできる主体が同 一になるものであります。

続きまして、条例案の概要について御説明いたします。資料の1ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、建築基準法の一部改正により、本条例で引用している 条項に移動が生じたため、その整備を行うものであります。

次に、3、施行期日ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る ための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日、またはこ の条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**臼澤勉委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臼澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号外水沢地区砂防堰堤築造(地盤改良工)工事の変更請負契約の締結 に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○君成田砂防災害課総括課長 議案(その3)の13ページをごらん願います。議案第15

号外水沢地区砂防堰堤築造(地盤改良工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求める ことについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、外水沢地区砂防堰堤築造(地盤改良工)工事の概要により説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。1の工事名及び2の工事場所は、記載のとおりです。

3の工事概要は、岩手山噴火による降灰の堆積が起因となり、降雨時に土石流が発生し やすい環境となることから、砂防堰堤を整備する工事であります。

4の設計変更の理由及びその内容は、まず今回の変更により請負契約額が5億円以上となることから、今回提案するものです。当初発注においては、予定価格が5億円未満であったことから、盛岡広域振興局土木部岩手土木センターの発注としております。

第1回変更から第5回変更の内容について説明させていただきます。3ページをごらん願います。8の変更内容について説明させていただきます。第1回変更ですが、①については、債務負担行為に係る契約の特則に関する特記付加条件を変更したものです。

次に、第2回変更ですが、②については、受注者からの請求により、インフレスライド 条項に基づく請負代金額を計上したものです。

次に、第3回変更ですが、③については、切土のり面部の土質が悪く、のり面防護の必要性が判明したことから、のり面防護を追加したものです。

次に、下段の④については、中層混合処理工の施工範囲内に大きな転石が複数確認されため、転石撤去工を追加したものです。

4ページをごらん願います。上段の⑤については、中層混合処理工における地盤改良土について、六価クロム溶出試験を行ったところ、基準値を超えることが判明したことから、セメント系固化材の種類を六価クロム対策型に変更したものです。

次に、⑥については、工事進捗に伴い、工期及び債務負担行為に係る契約の特則に関する特記付加条件を変更したものです。

次に、第4回変更ですが、⑦については、債務負担行為に係る契約の特則に関する特記付加条件を変更したものです。

次に、今回の変更となります第5回変更ですが、⑧については、中層混合処理工に伴い、地盤に改良材を混合攪拌する過程の中で余剰な地盤改良土が発生することから、この余剰な地盤改良土を堰堤本体へ利用するため、残土処理工として掘削、運搬し、現場内施工ヤードに仮置きを行うものです。

次に、⑨については、工事進捗に伴い、工期及び債務負担行為に係る契約の特則に関する特記付加条件を変更したものです。

1ページにお戻り願います。5の契約金額ですが、令和5年1月 12 日の当初契約の金額2億 8,952 万円に対し、今回の変更により2億 1,645 万 9,100 円、74.8%の増額となり、変更後の契約金額は5億597万9,100円となるものであります。

2ページをごらん願います。6の請負者は、株式会社タカヤ。7の工期は、現在の令和6年11月15日に対し、今回の変更により令和6年12月25日となるものであります。 説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

- ○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○神崎浩之委員 そもそもこの工事の目的なのですけれども、1ページの工事概要に、 岩手山噴火による降灰の堆積が起因となり、降雨時に土石流が発生しやすい環境となるこ とから、砂防堰堤を整備するということですが、これはこういうことがあって、工事が必 要だということだったのでしょうか。
- ○君成田砂防災害課総括課長 この堰堤工事につきましては、岩手山火山噴火の事前防 災対策として行っているものでありまして、全体で 40 渓流について整備する計画となっ ております。岩手県が担当するものは7渓流になっておりまして、その中の一つが今回説 明した外水沢地区となっております。国土交通省や林野庁等と連携しながら、40 渓流の 対策を行っているところであります。
- ○神崎浩之委員 折しも噴火警戒レベルが2に変わったこともあるのだけれども、この 工事概要を改めて見たときに、こういうことに結構な金額を費やしているのだと思ったの で、お聞きしました。

ほかにも、例えば八幡平や一関市の栗駒山もあり、岩手県とすればその三つが噴火の危険性があると言われているのですが、例えば八幡平や栗駒山もこういうことがあるのかどうかというのと、場所を指定してこういう工事をするのはどこが決めるのか。例えば御嶽山や阿蘇山、鹿児島県の桜島などは元気がいい火山であるから何となくわかるのだけれども、眠っている火山に事前に多額の費用を出してそれに備えるということについて驚きを感じているのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

- ○君成田砂防災害課総括課長 火山防災対策についてですけれども、岩手県においては、神﨑浩之委員御指摘のとおり、岩手山と秋田駒ヶ岳、栗駒山、十和田について火山の噴火に対する計画をつくっておりまして、今回の岩手山においては、平成 22 年度に国土交通省の岩手河川国道事務所で策定しております岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画にのっとって、以前より計画的に対策してきたところであります。
- ○神崎浩之委員 岩手山以外にも栗駒山などもあるのですか。
- ○君成田砂防災害課総括課長 神﨑浩之委員御指摘のとおり、岩手山のほかに秋田駒ヶ岳、栗駒山、十和田でも同じような動きをしておりまして、栗駒山では緊急減災対策の行動計画を今年度策定しております。十和田は、計画が始まったばかりで、青森県、秋田県等と一緒に計画の策定を進める動きをしております。
- ○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号スキー場南沢地区火山砂防堰堤築造工事の変更請負契約の締結に関 し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○君成田砂防災害課総括課長 議案(その3)の14ページをごらん願います。議案第16号スキー場南沢地区火山砂防堰堤築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、スキー場南沢地区火山砂防堰堤築造工事の概要により説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。1の工事名及び2の工事場所は、記載のとおりです。

3の工事概要は、岩手山噴火による降灰の堆積が起因となり、降雨時に土石流が発生し やすい環境となることから、砂防堰堤を整備する工事であります。

4の設計変更の理由及びその内容は、まず今回の変更により請負契約額が5億円以上となることから、今回提案するものです。当初発注においては、予定価格が5億円未満であったことから、盛岡広域振興局土木部岩手土木センターの発注としております。

第1回変更から第3回変更の内容について説明させていただきます。3ページをごらん願います。8の変更内容について説明させていただきます。第1回変更ですが、①については、債務負担行為に係る契約の特則に関する特記付加条件を追加したものです。

次に、第2回変更ですが、②については、中層混合処理工の施工範囲内に大きな転石が 複数確認され、また地下水位が高いこともあわせて確認されたことから、当初実施予定と していた中層混合処理工が施工困難となり、地盤改良工法の再検討に期間を要したため、 工期を延伸したものです。

次に、今回変更となります第3回変更ですが、③については、地盤改良工法の再検討の結果、中層混合処理工から大きな転石が混在しても施工可能な地山補強土工へ工法を変更するものです。工法比較については、4ページに記載のとおりであります。

1ページにお戻り願います。 5 の契約金額ですが、令和5 年 11 月 10 日の当初契約の金額 3 億 668 万円に対し、今回の変更により2 億 1,630 万 7,300 円、70.5%の増額となり、変更後の契約金額は5 億 2,298 万 7,300 円となるものであります。

6の請負者は、株式会社遠忠。7の工期は、現在の令和7年12月16日から変更がない

ものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○ 白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臼澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臼澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号一般国道 107 号大石地区道路災害復旧 (トンネル築造) 工事の変更 請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○君成田砂防災害課総括課長 議案(その3)の17ページをごらん願います。議案第19号一般国道107号大石地区道路災害復旧(トンネル築造)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、一般国道 107 号大石地区道路災害復旧 (トンネル 築造) 工事の概要により説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。1の工事名及び2の工事場所は、記載のとおりです。

3の工事概要は、令和3年5月に西和賀町大石地区において発生した地滑りに伴い全面通行どめとなった一般国道 107 号の災害復旧のため、トンネルを築造する工事であります。

4の設計変更の理由及びその内容については、前回議決後の当初契約から第4回変更の 内容について説明させていただきます。

3ページをごらん願います。8の変更内容について説明させていただきます。第1回変更ですが、①については、工事の進捗に合わせ、債務負担行為に係る契約の特則の特記付加条件を追加したものです。

次に、第2回変更ですが、②については、詳細設計の結果、トンネル延長とトンネルを 支える支保工の形式を変更したものです。

次に、4ページをごらん願います。上段の③については、工事用道路を確保するため、 終点側(西和賀町側)の仮設構台の構造を変更したものです。

次に、下段の④については、単価適用年月変更請求に基づき、単価を変更したもので

す。

次に、⑤については、インフレスライド条項に基づき、請負代金額を計上したものです。

次に、5ページをごらん願います。第3回変更ですが、⑥については、トンネル掘削時の地山が脆弱であったため、46 メートルから 355 メートルの区間について、トンネルを支える支保工の形状を変更したものです。

次に、下段の⑦については、関係機関との協議を踏まえ、トンネル掘削残土を当地区の 地滑りを抑制する押さえ盛土へ運搬する計画としたものです。

次に、6ページをごらん願います。⑧については、トンネル掘削残土から重金属が溶出する可能性があることを確認したため、無害化するために必要な対策を増工したものです。

次に、7ページをごらん願います。⑨については、詳細設計の結果、起点側の仮設構台 の構造を変更したものです。

次に、8ページをごらん願います。今回の変更となります。第4回変更ですが、⑩については、トンネル掘削時の地山が脆弱であったため、355メートルから1,448.1メートルの区間のうち、964メートルについて、トンネルを支える支保工の形式を変更するものです。

次に、9ページをごらん願います。⑪については、トンネル起点部(北上市側)を施工する際の冬期通行どめを回避し、早期供用を図るため、トンネル内のコンクリート舗装を増工するものです。

次に、10 ページをごらん願います。⑫については、トンネル起点部(北上市側)の斜面上部に脆弱な層が確認されたことから、新たに斜面対策を行うとともに、トンネルルートの変更により起点部を終点側(西和賀町側)に寄せて、脆弱な層を回避するものです。

次に、下段の®については、インフレスライド条項に基づく請負代金額を計上するものです。

2ページにお戻り願います。5の契約金額ですが、令和4年10月17日に議決いただいた当初契約の金額56億7,080万9,243円に対し、今回の変更により24億1,878万5,457円、42.7%の増額となり、変更後の契約金額は80億8,959万4,700円となるものであります。

6の請負者は、株式会社安藤・間・若築建設株式会社・東野建設工業株式会社特定共同企業体。7の工期は、現在の令和7年7月1日から令和8年3月15日に変更するものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

- ○**臼澤勉委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○髙橋穏至委員 本来は舗装工とトンネル工を別発注にする予定を、工事スケジュールの関係で期間短縮のために一体化してふえた形にはなっているのですが、別発注の分が一

緒になったことで、全体としてトンネル工と当初予定した舗装工を合わせた金額よりどれくらいふえたのか。要は、これが丸々ふえてしまったのかどうかというのが確認の1点目です。

それから、出口が脆弱なためにセットバックしたというか、そこの部分をよけたと言うのですが、よけるとその部分がそのまま残るのですが、この辺の対策は大丈夫なのかどうかというのが2点目です。

それから、スケジュール的に、最初は冬の間は迂回したH鋼の橋のようなところを通して工事するということだったけれども、そうするとスノーシェッドがなく雪崩の危険性があるからそれはしないことにしたという説明を受けていたのですが、そうすると今つくっている迂回の部分は、つくってはいるけれども冬期間は使わないという考え方でよかったのか、その3点についてお願いします。

○君成田砂防災害課総括課長 舗装工事を増工することで全体金額、工事がどうなるかというお尋ねでありますが、もともと全体計画の中で舗装工事をやる予定にしておりましたので、それが単純にふえるということではなく、内数という捉えであります。

あとは、起点側を西和賀町側にセットバックしたもともとのところはどうなのだという お尋ねでありましたが、百間平のスノーシェッドが現地にありまして、スノーシェッド及 びのり面対策等によりまして健全な状態でありますので、手をかけなければ、しっかり斜 面対策の効用は果たされているということであります。

3点目は、桟橋のお尋ねでありました。高橋穏至委員御指摘のとおり、冬場は通せないのですが、夏場は仮設構台について一般の車を通す計画であります。

○郷右近浩委員 この工事の予算に対して反対といった話ではありません。外水沢地区砂防堰堤築造(地盤改良工)工事とスキー場南沢地区火山砂防堰堤築造工事の設計金額と契約金額の違いについて教えていただければと思います。

当初は入札で請負額 0.9120 などとなっておりますけれども、どうしても仕方ない理由で設計変更や工法変更で跳ね上がることは、開けてみないとわからない部分も含めて仕方ない部分があるのは理解はしますが、例えば 87 億 9,300 万円の設計がどういう形を経て80 億円になるのか、お知らせいただければと思います。

○君成田砂防災害課総括課長 設計金額と請負額の違いのお尋ねでありますが、設計額は我々がルールにのっとって積算した金額でありますし、入札した段階で設計額に対して請負額が決まると請負率が出てきまして、例えば 100 万円のものが 90 万円だと 0.9 という請負率になりますが、そういった請負率を設計額に掛けて請負額が決まってくるルールになっております。

○郷右近浩委員 では、例えば外水沢地区砂防堰堤築造(地盤改良工)工事で 0.9120 で請け負いになった場合は、設計変更してもその数字はずっと生きていくということで、それぞれこの3件についてそのような形でということですが、それはそれで公平と言えば公平だとは一応思うのですけれども、工法変更など請負者もなかなか大変なのだろうと思い

ます。ルールということで一番公平だということは認めますが、まず最初の設計から頑張ってやっていただければと思いますし、やはりどうしても例えば5億円未満の工事は私どももなかなかしっかりつかみ切れていない中、5億円超えてきてからということでこのような形で変更となって、今後、もともととして、変更がない形にしていただければと思います。

○ 白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第21号和解の 申立てに関し議決を求めることについて、以上2件の議案は関連がありますので、一括議 題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇高井参事兼建築住宅課総括課長 議案(その3)の 18 ページをお開き願います。議案 第 20 号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び 20 ページの議案第 21 号和解の 申立てに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、訴えの提起に関し議決を求めることについて及び 和解の申立てに関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

資料1ページをごらん願います。訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃等を長期に滞納している者を対象として行っている法的措置であります。法的措置を行うまでの流れでありますが、滞納者に対しては早期から繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の解消に努めております。それにもかかわらず、滞納月6カ月を超え、または滞納額が30万円を超える者のうち、改善が図られず滞納が常態化している者をやむを得ず法的措置の対象とするものであります。訴えの提起は、滞納を解消しようとする意思が見られない者に滞納家賃等の支払いと住宅の明け渡しを求める訴えを提起しようとするものであります。また、起訴前の和解は、滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者に対し、滞納家賃等の計画的な解消を条件として、継続入居を認める和解の手続を行おうとするものであります。このことから、訴えの提起及び起訴前の和解申し立てに関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようと

するものであります。

資料の2ページをお開き願います。議案第 20 号訴えの提起に関し議決を求めることについてであります。1、提案の趣旨でありますが、家賃の納入に対して誠意が見られず、長期にわたり家賃を滞納している者に対し、県営住宅の明け渡し等請求訴訟を提起するものであります。

- 2、原告及び被告でありますが、原告は岩手県、被告は県営住宅入居者3名でありま す。
- 3、訴えの趣旨及び原因でありますが、各被告はいずれも県営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、たび重なる訪問または電話連絡にも応じない状況になり、県からの明け渡し請求等にも応じない方であることから、県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い及び住宅の明け渡し期限の翌日から明け渡しをする日までの期間に家賃にかわって支払うべき金銭の支払いを求めようとするものであります。

被告に係る滞納家賃等の状況でありますが、令和6年7月末現在、それぞれ55万円余、290万円余、69万円余となっているところであります。

続きまして、資料の3ページをお開き願います。議案第 21 号和解の申立てに関し議決を求めることについてであります。1、提案の趣旨でありますが、県営住宅の家賃等を多額に滞納している相手方から滞納家賃等の支払いに関し和解を求められたことから、これに応じ、起訴前の和解の申し立てを行おうとするものであります。

- 2、和解の申し立て及び申し立ての相手方でありますが、申立人は岩手県、申し立ての相手方は県営住宅入居者1名であります。
- 3、和解の内容でありますが、滞納家賃等は分割して所定の期日までに支払うこと。和解成立後の毎月の家賃等は所定の期日までに支払うこと。これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し何らの通知、催告を要せず県営住宅の明け渡しを求め、入居者は県に対し滞納家賃等の全額を支払うとともに、速やかに住宅を明け渡すことであります。

なお、和解しようとする相手方の滞納額につきましては、令和6年7月末現在で219万円余となっております。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○日澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○日澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
  - これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 計論なしと認め、計論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○臼澤勉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

- ○加藤副部長兼県土整備企画室長 先ほど高橋穏至委員からお尋ねのありました国庫支出金の内示等の影響についてであります。令和6年度当初予算における事業費3,000万円以上の箇所でありますが、230件ありまして、このうち、今回内示を踏まえまして、9月補正予算案で事業費を減額して執行する箇所が105件となっております。51%超ということで、広く影響があるところであります。今後、安定的、継続的に事業費を確保するためには、やはり国費の導入が重要でありますことから、国の補正予算の動向なども踏まえながら対応していきたいと考えております。
- ○**白澤勉委員長** それでは次に、議案第 32 号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第 11 款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 議案第 32 号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第 5 号)中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

議案(その5)の7ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、8月 15 日から9月2日の大雨被害に対応した道路や河川等の災害復旧などに必要な経費について補正しようとするものであり、表中の8款土木費は5億 7,656 万円の増額、11 款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は40億2,400万円の増額、これらを合わせて46億56万円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明申し上げます。 なお、金額の読み上げの省略と主な内容の説明を行いますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 12 ページをごらん願います。 8 款土木費、 2 項道路橋りょう費ですが、 2 目道路橋りょう維持費のうち、説明欄の道路維持修繕費は、道路損傷箇所の補修など、応急的に要する経費について補正しようとするものであります。

13 ページに参りまして、3項河川海岸費でありますが、1目河川総務費のうち、説明欄1行目の河川整備基本方針策定費は、被災状況の調査や河道計画、水位周知河川指定の検討などに要する経費について、説明欄2行目の河川海岸等維持修繕費は、河川や海岸の流木等の撤去など、応急的に要する経費について補正しようとするものであります。

続いて、3目砂防費のうち、説明欄の砂防設備修繕費は、砂防設備の応急的な修繕等に要する経費について補正しようとするものであります。

続きまして、6目河川総合開発費のうち、説明欄のダム管理費は、綱取ダム貯水池の堆積土砂の撤去など、応急的に要する経費について補正しようとするものであります。

最後に、15 ページに参りまして、11 款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費ですが、 1目河川等災害復旧費は、被災した道路や河川等の公共土木施設の復旧に要する経費について補正しようとするものであります。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臼澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

次に、県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 41 号緊急経済対策と してリフォーム助成制度の創設を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 それでは、受理番号第 41 号緊急経済対策としてリフォーム助成制度の創設を求める請願について参考説明させていただきます。

資料、受理番号第 41 号緊急経済対策としてリフォーム助成制度の創設を求める請願に 対する説明資料をごらんいただければと思います。

初めに、1の国のリフォーム助成に関する計画についてでありますが、国は住生活基本計画において、バリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進を掲げており、また既存住宅流通及びリフォームの市場規模の拡大を図っていくこととしているところであります。

資料の表1でありますが、国土交通省が実施している建築物リフォーム・リニューアル調査報告による住宅リフォーム等の全国受注高の推移でありまして、令和5年度は4兆2,710億円となっているところであり、住宅リフォームの市場規模は、年によって変動はあるものの、増加傾向となっているところであります。

次に、2の県の計画及び主な支援事業についてでありますが、県は岩手県住宅マスタープランにおいて、これからの人口減少の傾向等も踏まえ、住宅ストックの有効活用が必要であり、リフォーム等により住宅性能の向上を図ることとしております。既存の住宅スト

ックにおける断熱化等の省エネ改修や、空き家バンクの利活用による空き家流通を促進することとしているところであります。

資料の表2でありますが、県が実施している主な支援事業を記載しております。省エネ 住宅の整備推進や人口減少対策について、市町村への間接補助の形で市町村と連携した事 業を実施しております。

次のページをごらん願います。3の市町村の住宅リフォーム助成事業についてでありますが、市町村のリフォーム助成事業は、さまざまな地域課題の解決に向け実施されておりまして、令和6年度は33市町村全てで実施しているところであります。補助種別は、水洗化・浄化槽設置、太陽光発電設備等整備、空き家取得・改修に関するもの、移住定住に関するものなど、多岐にわたっているところであります。

資料の表3は、市町村が実施している各種リフォーム等補助について、実施市町村数を 事業目的別に集計したものであります。

4の県のリフォーム助成事業への考え方と今後の取り組みでありますが、岩手県住宅マスタープランにおいて県と市町村の役割分担として、県は県内の住宅事情や国の住宅政策の動向等を踏まえながら、県として講ずる施策を検討するとともに、広域的な課題などに対する施策について取り組むこととしているところであります。

一方、地域住民の居住ニーズや地域の住宅事情、歴史・文化に関連する施策について は、市町村において取り組むこととしているところであります。

また、県では市町村を訪問して、事業の説明や地域課題の聞き取りなどを実施しまして、市町村の担当者とさまざまな課題について協議及び情報共有を行っておりまして、引き続き連携して施策を進めていくこととしているところであります。以上で説明を終わります。

- ○白澤勉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。
- **○軽石義則委員** 各市町村で実施されていて、役割分担をしているということですけれども、市町村に聞き取り調査をして、さまざまな地域課題などもお聞きをしているということですが、市町村から具体的にどのような要望が出ているのですか。

また、関係する業界団体からの要望なども来ているのではないかと思いますけれども、 どのような要望が出されていて、県としてはどのように対応しているのかお聞きしたいと 思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 市町村との連携や要望等ということであります。住宅政策は市町村で進めていく部分がすごく重要だということで、私自身も定期的に市町村の建築関係のセクションを訪問させていただき、いろいろな声がないですかと聞き取りし、情報共有しながら進めているところです。要望をお聞きする形もあるのですけれども、我々がやろうと思っているこれからの省エネ住宅の進んでいく方向など意見交換させていただいて進めている格好でありまして、先ほど御説明した補助の仕組みなども、市町村の補助にかさ上げする形で行っております。これからいろいろと省エネ関係の仕組みが

変わっていくものですから、制度的な不安や変更点などもお聞きしておりますので、我々 も事業者向けのセミナーを開催するなど進めているところであります。

- ○軽石義則委員 業界団体の関係はどうですか。
- ○高井参事兼建築住宅課総括課長 失礼しました。関係団体からの要望ということで、例えば環境サイドの環境生活部などの要望ということにもなろうかと思いますけれども、省エネや再エネの普及に役立つ改修なども補助の対象にしたほうがいいのではないかといった要望もいただいておりまして、そういう省エネ化などは国費などもつく流れになっておりますので、活用しながら進めているところであります。
- ○軽石義則委員 省エネ等は別な部でもやっているのは承知しているのですけれども、 業界団体は住宅リフォームのみならず、新増設含めて、職人の世界も人手不足で、それを 支えていくためにやはりある程度そういう事業が必要だという、市町村も予算があれば対 応できる件数ももっとふやせるし、もっと言えば岩手県内で仕事が回っていくという声も 聞いております。県でやろうとしているのはここに書いているとおりだと思うのですけれ ども、そういう県民生活を支える職人の皆さんは、いわゆる業界団体のみならず、個人で やっている人が多いのですけれども、そういう方々を支えていく、育てていく、支援して いくのも大事な観点だと思うのですが、その部分はどのようになっているのでしょうか。
- ○高井参事兼建築住宅課総括課長 先ほど御説明したとおり、市町村とも連携しながら やっているところもありますし、省エネ化の新しい技術や計算など、新しくやらなければ ならない部分、勉強しなければならない部分がふえているところもあり、そういう勉強会 などは全県下でやっております。地域ごとの事情なども市町村に行ってお聞きしておりま して、市町村では個別の地域ごとの補助事業などをやられている状況とお聞きしておりま す。
- **○軽石義則委員** そういう部分もしっかりお聞きしていただいているとすれば、それに対応する県としての考え方について、リフォームは特に省エネのみならず、高齢社会の中でバリアフリーがかなり求められており、在宅介護という時代にも入ってきている状況の中で、個人としてはそこまでなかなか踏み込めないけれども、そういう支援制度があれば、それを活用して在宅で暮らしていける、介護していけるといった声もあるのも現実だと思っているのですけれども、そういう部分はどのようにお考えですか。
- ○高井参事兼建築住宅課総括課長 例えばバリアフリーというお話がありました。人口減少の中で住宅のストックがふえている状況もありまして、そのストックを少しでも改善していく、いいものにしていく。省エネ、高齢化、バリアフリーということもありまして、少しでも住宅環境がよくなるように岩手県住生活基本計画でも大きな施策となっておりますので、そこは我々も、しっかり進めていかなければならないと思っているところであります。
- ○軽石義則委員 だとすれば、緊急経済対策のみならず、市町村だとできる範囲がそれ ぞれの市町村の財政事情によって変わってくると思うのですけれども、リフォームの助成

事業を全県的に県民の皆さんが公平に利用できるというか、ある程度統一したリフォームの支援、助成制度を県としてつくっていくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 リフォームに関する補助事業ということであります。繰り返しにはなりますけれども、例えば省エネという大きな施策の中で、我々も住まいの省エネルギー改修推進事業という補助事業を起こしたり、人口減少という問題の中で、空き家を活用して移住者の方に使っていただくという切り口で、若者移住者や住まい支援事業といった施策に応じた補助事業などを工夫してやっておりまして、その流れ自体はこれからもやらなければならないことだと思っているところであります。

○郷右近浩委員 この資料を見ていて改めて思ったのですけれども、市町村でさまざまなリフォーム事業をやっている中で、軽石義則委員からもお話がありましたとおり、例えば県としてリフォームに対して大きく事業を起こすといった場合は、網のかけ方がなかなか難しいのではないかという気がしています。現在やっているのを見ると、市町村に対しての上乗せ補助などという形であれば多少絞り込めるというか、そしてその事業目的、種別に対してほかの市町村も乗ってくる、乗ってこないなどという形であれば、持っていきやすいのではないかなどと考えさせていただいていました。これまでも幅広いリフォームの中で、先ほど話のあった省エネの上乗せ補助など県でどういう方向性でやっていこうなど、そこの整理の仕方の検討などは随時やっているのでしょうか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 施策の検討ということであります。国もそうですけれども、県では、岩手県住宅マスタープランといった計画をつくるなどして、リフォーム、一般の住宅性能の向上を図ること自体は重要だということで進めています。そこに対して個別に、個人の方に補助をするかは財政的な問題もあり、また別な観点もあるということですが、先ほども御説明した省エネ化を進めるためのリフォームは個人に補助していくものですが、そういう事業を起こせるようになってきていまして、それは地球温暖化という世界的な問題があり、一つ一つの住宅が高性能になっていくことでCO₂を削減するという施策の大きな流れがあれば、県としても、国の交付金などを使ってリフォームしたい個人に対してどんどん補助したほうがいいのではないかという考え方と、施策として、県の立場で全県下で大きくやる場合の補助金のあり方という二つを日々考えながら検討しているところです。

○郷右近浩委員 少し悩ましいと思って見ていました。例えば、私は奥州市ですけれども、隣の金ケ崎町のメニューをうらやましく思ったり、財源はそのとおりなのですけれども、恐らく市町村ごとに自分のところの魅力づくりにもなり、だから頑張ってでもやっているといったところがあるのではないかと思います。そのときに、例えば県としてリフォーム補助事業をつくったとしても、さらにその上に違う形の補助事業という形にもなっていくのかと思って、説明を聞かせていただいておりました。

今回の請願事項についてですけれども、1と2が少し漠然としているというか、1のほ

うが特にリフォーム助成制度を創設すること、またさらに省エネ、再エネの普及に役立つ 改修等も対象とすることということです。もう少し絞った形であれば、それに対してどう なのだという話になるけれども、例えば今まで市町村でそれぞれやってきたことを県とし てやることなどという話でもないでしょうし、そこの整理をどうしたものかということで す。今話しながらも考えていたのですけれども、恐らくこれを県でやるとなると、現在市 町村でやっていることを全体的に網羅するような形であると結構な財源が必要だと思うの ですが、現在のこの環境を考えたときに、国の補助など十分な財政措置等得られるものは あるのでしょうか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 国の財源ということであります。自由にリフォーム したいという場合に補助することに国の財源がつくかといえば、それは多分すごく難しい のだと思います。国でも、少し前の時代は個人に対する補助はすごくハードルが高かった のですけれども、災害の問題や地球温暖化があって省エネ住宅の流れなどに個別に補助が つくようになって、そういう施策に連動したものなら交付金も取れる格好で、我々もそこ は交付金を取って事業を実施できるという流れです。

○田中辰也委員 リフォーム事業は全市町村で取り組んでいるのです。事業種別もおのおのあって、これだけでというところもあるでしょうし、広くやっているところもあると思うのですが、その辺の状況等を把握しておられたら教えていただきたいのと、市町村から県に対して、こういう支援をしてほしいなどという話が出ているのか出ていないのか含めてお知らせください。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 市町村の補助の状況であります。先ほどの資料で使わせていただきました表のとおり、エリアごとの課題に即して、それぞれの御事情で補助事業を組み立てているということで、例えば地元の地域材を活用しているところにさらに使ってもらって、そういう施策で組み立てたいというところがあったり、水洗化や下水道を接続するところに、そこを進めたいからそのリフォームに補助したいという市町村のエリアがあったり、すごく人口減少が厳しいところは移住、定住に特化しようということで、岩手県の中でもさまざまな御事情があります。私自身も市町村を回りながら、要望を受けるというよりは相談しながらという感じで、地球温暖化の大きな話で国から省エネのお金があると言っても少しぴんとこなかったりされている市町村もありますので、そういう情報共有などをする形で、市町村の訪問を定期的にやっているところであります。

○田中辰也委員 そういうことであれば、県としては省エネ化などの施策を限定的にやりながら、それに向けて各市町村の取り組みを促進するような補助事業を組み立てているということで、市町村はそれぞれの事情に応じて、業者支援が必要なところに少し広くやっている市町村もあるし、限定してそれだけに特化してやっている市町村もあり、それはそれぞれという状況で、いろいろ意見交換しながらやっているけれども、今のところは各市町村でそういう取り組みをしている状況ということでよろしいですね。

今回の請願内容には、業者支援も当然入っており、商店のリフォーム、その他について

も出ているので、その辺は商工関係の国の補助事業があると思うのですが、その利用は可能なのか、わかる範囲で教えてもらいたいです。

- ○高井参事兼建築住宅課総括課長 商店そのものの応援という形になります。我々は所管ではないのですけれども、ほかの部局から聞いたところによれば、省エネ普及などの観点で、脱炭素に向けた取り組みを支援するために太陽光発電設備や省エネ設備などに対する補助という形で組み立てられているようであります。
- ○臼澤勉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白澤勉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、あわせて御発言願います。

[「不採択」「継続」と呼ぶ者あり]

○臼澤勉委員長 ほかによろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**臼澤勉委員長** 本請願については、継続審査と不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を不採択することについて賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。 以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格審査 基準について、資料により説明いたします。

資料の1枚目をごらん願います。資料の上段、タイトルの下に記載のとおり、県が発注する工事の入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査基準に基づく審査を受け、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていることが必要となっています。今回お示しする基準は、令和7年6月1日から2年間有効となる名簿の作成に当たり、令和7年2月の資格審査時に適用するものです。

資格審査では、左の I、申請要件を満たした者について、その右に青で示した経営事項評価点数と技術等評価点数を加えた II、総合点数や、III、合併等特例措置による加点、IV、技術者数要件の基準により評価を行い、その結果をもとに、V、発注標準金額に示す

業種別格付ごとの入札参加資格者名簿を作成するものです。右下には参考として、現行の 令和5・6年度等級別区分基準点数を示しています。

今回は、Ⅱ、総合点数に関する基準のうち、県独自の評価である青表示の2番、技術等評価点数について、既存項目の削除、既存項目の加点上限の引き上げ、項目の新設を実施したところです。なお、技術等評価点数、(1)、施工能力、(2)、社会貢献、(3)、経営意欲、(4)、法令遵守の要素から構成されています。

それではまず、既存項目の削除について説明させていただきます。(1)の施工能力、 ⑦、一定の要件を満たす有資格技術者・技能者の雇用に関する項目ですが、こちらは建設 業法で定める全国一律の基準である経営事項評価点の項目に既に組み込まれ、評価されて いることから、技術等評価点数におけるこの項目に対する評価の点数分を、いわて建設業 振興中期プラン2023で重点項目として掲げている取り組みへの評価点数に変えることを目 的に項目を削除しております。

次に、既存項目の加点上限の引き上げについて説明させていただきます。(1)の施工能力、⑥、除排雪業務の受託または緊急修繕業務を実施した事業者に対する加点上限を30点から45点に、(2)の社会貢献、②、災害緊急時の対応、パトロールや家畜伝染病対応に協力した事業者に対する加点上限を40点から50点に、③、地域貢献活動に対する加点上限を40点から50点に引き上げます。いずれの項目につきましても、いわて建設業振興中期プラン2023で重点項目として掲げている項目であります。

次に、項目の新設について説明させていただきます。(3)の経営意欲に関する項目として、⑦、週休2日制による4週8休の達成に対する加点項目を新設します。建設業において、時間外労働の上限規制が今年度から適用になり、働き方改革への取り組みを促進する観点から評価対象とするものです。この項目では、達成状況に応じて最大25点を加点します。

これらの変更の内容、項目の削除、加点上限の引き上げ、項目の新設を合わせまして、 技術等評価点数の最高点数は、令和5・6年度基準と変動はなく、708点のままとなりま す。

また、資料の2枚目として、技術等評価点数の細目についてをお配りしておりますが、 こちらはただいま説明しました内容を現行基準との比較という形でまとめたものになりま すので、説明は省略させていただきます。

なお、今回の見直しにつきましては、関係団体からの意見聴取等を踏まえた上で、副知事を委員長とする建設委員会に諮り、決定しているものです。以上で説明を終わります。 〇澤田都市計画課総括課長 宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく規制区域の指定について御説明いたします。

本件につきましては、6月定例会の商工建設委員会での概要説明に引き続き、今回は法に基づく規制区域の指定について御説明します。

資料1ページ、1の趣旨についてでありますが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生し

た盛土崩落による土石流災害や危険盛土等への法規制が十分ではないこと等を踏まえ、宅 地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法とし、土地の用途であ る宅地、農地及び森林にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する こととされました。

この法改正により、知事は、盛土等に伴う災害から住民を守るため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得るエリアを規制区域として指定できることとされました。

なお、規制区域を指定すると、工事主は、盛土等を法に定める技術基準に基づき、あらかじめ知事の許可を受ける必要があり、また知事は、不法・危険盛土等への改善命令・監督処分等が可能になります。

2の内容についてでありますが、規制区域の区分ですが、盛土等により人家等に被害を 及ぼし得る区域として、ア、宅地造成等工事規制区域及びイ、特定盛土等規制区域の二つ の区域に区分して指定します。

次のページ、左上でありますが、一つ目は、赤い太線の都市計画区域等市街地や集落など、盛土等が行われれば人家等に被害を及ぼし得るエリアを宅地造成等工事規制区域として指定し、二つ目は、青い太破線の市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件により盛土等が行われれば人家等に被害を及ぼし得るエリア等を特定盛土等規制区域として指定します。

規制区域の概要ですが、右側の規制区域(案)のとおり、県全域をどちらかの規制区域となるよう指定するとし、その構成は宅地造成等工事規制区域が約 28%、特定盛土等規制区域が約 72%となるものです。

1ページに戻っていただきまして、3、スケジュールについてでありますが、令和6年 10 月 28 日から 11 月 27 日まで、規制区域の指定に係るパブリックコメントを実施するとともに、4 広域振興局で説明会を開催します。また、令和6年 11 月には市町村長に法に基づく意見聴取を行い、提出された意見を調整の上、令和7年5月 23 日に県報登載の告示により規制区域を指定する予定です。

3ページは、参考として、許可対象となる盛土等の規模を載せておりますが、説明は省略いたします。説明は以上です。

- ○臼澤勉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。
- ○神崎浩之委員 関連で聞くのですが、県営建設工事入札の関係ですけれども、この要件は他県や国の基準も大体同じ内容なのかということと、合併特例について県内でさまざま問題と言われているものがあるのですが、合併特例を受けている業者は今何者か。これは東日本大震災津波前に仕事がないということで、合併しなさいという国の呼びかけの中で特例ができたのですが、あれから十数年たっているのですが、現在も県内において合併の動きはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○**久保田建設技術振興課総括課長** まず最初に、資格者名簿の他県の状況でありますけれども、他県についてはそれぞれ独自の基準を持っておりまして、岩手県の場合は経営事

項審査の大体 25%になっておりますけれども、他県についてはそれよりも多いところや 大体半分、岩手県よりも少ないところなど、自分たちの実情に応じて評価を実施している 内容となっております。国についても持っております。

また、合併特例についてですけれども、現在合併特例について入札の参加をする場合には、本年9月に見直しを図って、特例制度の他地域への参入については新たに参入できないというか、合併してもできない形の取り決めにして、通知を出しているところです。現在合併の特例を受けている数ですけれども、今探しますので少しお時間をください。

○神崎浩之委員 次に、盛土の規制の関係ですけれども、例えば災害の関係で、陸前高田市など、県や国でかさ上げなどをしたのですが、ああいう国の公共工事などの場合と今回の規制についてどのようにしていくのか。あともしわかれば、陸前高田市なども含めて、東日本大震災津波の復旧で急に盛土をしました。当時、住宅地でボールがころころと転がるなどということがあって、すごく心配していたのですが、ああいうことは今はないのか。緊急に盛土で造成して、何軒か少しゆがんだような話も当時あったのですけれども、東日本大震災津波以降、沿岸部は高台移転で切土したり、盛土したり、それから市街地のかさ上げをしましたが、そういうトラブルなどあるのかどうかお願いします。

○澤田都市計画課総括課長 盛土規制法につきましては、災害等緊急の場合には適用除外となりますが、本復旧といいますか、普通の工事について残土が出る場合は、その残土について規制の対象になりますので、陸前高田市のように大規模な盛土をするときには対象になります。

沿岸部の被災した市街地で盛土等をした部分につきましては、近年そういった不具合等 については聞いておりません。

○神崎浩之委員 東日本大震災津波は、一関市、内陸部も含めて、住宅地を造成したところが大分やられて慌てて大規模なかさ上げをしたので非常に心配していたのですけれども、よかったと思っております。

それでは、先ほどトンネルの関係でお話をいただいたのですが、国道 107 号の危険箇所 の改良整備について、川尻一当楽間に存在する危険箇所、狭隘トンネルについて、トンネル以外のところの状況について、県としてどう把握しているのか、特に大荒沢トンネルについては、地元から大きな不安が寄せられておりますけれども、県としてどのように対応しようとしているのかということであります。

道の駅錦秋湖の移転についてあわせて聞きますけれども、私もたまに使うのですが、そんなに古くもなく、そこそこいいのではないかと思っていたのですが、地元から移転の要望が出されているのですけれども、それについてどう認識されて対応しようとしているのか。この3点についてまずお聞きいたします。

○高瀬道路環境課総括課長 国道 107 号の危険箇所ということで、川尻から当楽間の危険箇所についてであります。先ほどもお話ししましたトンネルの件ですが、令和3年度に大石地区で地滑りが発生したことを受け、令和4年度にかけて、国道107号の斜面の健全

性や斜面の変状状況、雪崩の危険性等について調査を実施しました。地滑りにより緊急に対策が必要な区間は、現在トンネルを構築して対策を進めているところであります。そのほかの区間では、施設の老朽化は見られましたが、緊急に対策が必要な箇所は確認されていないことから、引き続き道路パトロールを通じ、斜面や道路の老朽化などの状況を確認し、道路利用者の安全な通行の確保に努めて、取り組んでいます。

お話のありました大荒沢トンネルですけれども、大荒沢トンネルは前後の区間に比べて幅員が減少しており、大型車同士のすれ違いには注意が必要な箇所と認識しております。このため、トンネルの手前に看板を設置し注意喚起を行うとともに、日常の道路パトロールにおいてトンネル内の異常の有無を確認しているほか、5年に1度の法定点検において損傷状況を把握し、必要な補修を行っているところです。引き続き、トンネル内の安全な通行の確保に努めていきたいと思います。

三つ目の道の駅錦秋湖であります。令和3年5月に大石地区で発生した地滑りによる通行どめで、過去にたびたび災害等による休業を強いられたことなどから、移転について西和賀町から要望を受けているところです。一方、道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興や安全確保に寄与することを目的とし、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能をあわせ持つ施設であり、移設、移転に当たっては今後の道路利用者の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、総合的に判断していくことが必要だと思っています。現在このような論点の整理に向けて、西和賀町の相談に応じているところであります。

○神崎浩之委員 私も今回初めて、国立研究開発法人防災科学技術研究所の地すべり地 形分布図を見せていただいて、本当に危険だというところがぼこぼこあるのです。全部ト ンネルにしたら、錦秋湖の絶景が見えなくなるのでいたし方ないとは思っているのです が、ただこの近辺は平成 23 年にも1回起こっていて、地元の方には動脈のような道路で あり非常に心配しておりますので、今後現場の人たちの話を聞きながら進めていただきた いと思います。

錦秋湖について、6次産業の農業の視点で西和賀ブランドのように売り出したいという こともあるし、逆にこういうところだからこそ防災機能という話もあって、トンネルもで きることだし、これから災害も心配なので、今後も話を聞きながら進めていただきたいと 思います。

それから、2点目ですが、東北自動車道釜石秋田線北上ジャンクションから江刺田瀬インターチェンジの直線道路の創設ですけれども、これは我々県南地域の人間にとっても、遠野市や釜石市に行く場合に、花巻市までわざわざ回っていくことはつらいということで、そのまま田瀬まで行くのですが、大分道路が狭隘だし、坂があるということで、冬場などもよく車が落ちています。そういうこともあって、この辺の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○小野寺道路建設課総括課長 東北自動車道釜石秋田線につきましては、高速自動車国

道法に位置づけられた路線であります。このうち、江刺田瀬インターチェンジから花巻ジャンクションまでの区間につきましては、現在暫定2車線となっておりますけれども、都市計画決定、あるいは用地取得は4車線幅で行われておりまして、一部の構造物は4車線を前提に完成しているところでありますことから、今後見込まれる4車線化の事業と御要望のルートの関係を整理していく必要があるかと思っております。

また、県では、江刺田瀬インターチェンジから北上地区へのアクセスの強化を今までも行っておりまして、国道 107 号につきましては江刺田瀬インターチェンジに直結する札押工区、あるいはトンネルを含む梁川口内工区などの整備を進めてまいりました。これらにつきましては、岩手県新広域道路交通計画において、国道 107 号を一般広域道路に位置づけているところであります。こうしたことから、期成同盟会の考える新たな高規格道路を整備することにつきましては、その必要性、重要性を検証していく必要があるかと思っております。まずは国道 107 号の利用状況や物流の変化、周辺の開発動向などを注視してまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 もちろん西和賀町、北上市も含めてなのですが、県南地域の一関市からはすごく望まれる声があります。一般質問でも、釜石市の関係から要望も出たということで、県とすれば国やネクスコ東日本などに働きかけをしているのかどうか、このあたりはいかがですか。

○小野寺道路建設課総括課長 お尋ねのありました件につきましては、先ほど御答弁さしあげたとおり、国道 107 号の利用状況などを見ながら、北上市等につきましては、期成同盟会でもニーズの調査等を行っていると聞いておりますので、それらの状況を見ながら、必要に応じて国とも情報共有を行っていくと考えております。

○神崎浩之委員 必要に応じてやっていくということなので、今はやっていないということです。国にも、高速道路だからネクスコ東日本だと思うのですけれども、やっていないということです。昔、このルートが北上市経由ではなくて花巻市経由になったということで、それは県の要望でもあったと思うから、今さら北上市のほうにと言いづらいのではないかと、平たく言えば、私はそう思っているのですけれども。いずれ北上市からも聞きましたけれども、北上市が国やネクスコ東日本に言っても、岩手県から言われないと対応できないという話なのです。そこで、そのためにはまず東北横断自動車道釜石秋田線の整備については、岩手県新広域道路交通ビジョン、それから岩手県新広域道路交通計画に位置づけないと進んでいかないと思うのですけれども、どういうことになれば岩手県の計画にのるのか、見通しも含めてお願いしたいと思います。

○小野寺道路建設課総括課長 岩手県新広域道路交通計画への新たな位置づけにつきまして、現在の岩手県新広域道路交通計画は県内市町村の意見も踏まえて令和3年に策定しているものであります。この計画は国の通知に基づいてつくっているのですが、国でもこの見直しについては現在のところ状況の変化はありませんので、今後につきましては、社会情勢の変化等に応じて、見直しの時期等について注視していきたいと思っております。

○神崎浩之委員 知事も含めて状況は変化していると思うのですけれども、北上市はどんどん自動車から半導体からあると思うのですが、ぜひとも県の計画に早く上げていただきたいと思います。岩手県から声が出ないと進めないということであります。

それから最後に、国道 343 号の新笹ノ田トンネルでありますけれども、第3回技術課題 等検討協議会が開催されました。第1回、第2回、第3回を重ねて課題が浮き彫りになっ てきているということなのですが、これらは具体的に何がどういう課題となっていて、そ れに対して今後どう進めていくのか、この辺をお願いいたします。

〇小野寺道路建設課総括課長 国道 343 号笹ノ田地区における検討の状況であります。 本年7月に開催しました第3回技術課題等検討協議会におきましては、昨年9月に開催しました第2回技術課題等検討協議会の意見を踏まえまして、冬期の交通課題、道路利用者の声などを確認しまして、冬期間の安全確保、あるいは陸前高田市の東日本大震災津波伝承館などへの安全で円滑な観光ルートの確保が課題であるということを再確認したところであります。

また、整備方針案の検討も行いまして、長大トンネルを含む現道の南側のバイパスルートが優位だと考えられるものの、やはり複雑な地質の課題が確認されておりますので、広範囲に地質の調査ができる調査方法を用いまして、地質の状況をよく調べる必要があるという意見を頂戴したところであります。

こうしたところを踏まえまして、本年9月に笹ノ田峠周辺におきまして、電磁センサーをつるしたヘリコプターを利用した、空中からの広範囲の地質を調査する空中電磁探査という調査を行ったところであります。今後取得したデータの解析など、必要な整理をしていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 その空中電磁探査の結果はいつごろ出るのかということです。

それから、令和6年能登半島地震を見ても、1月に地震があって、それから豪雨があって、そしてそこで亀裂でまた上がったということで、あれから地震も大分あってすごく心配です。先ほどの国道 107 号も含めて、冬期間のこともあるし、雪解けの関係もあるので、この国道 343 号も以前に崩落して、田んぼを通して迂回路で工事した経過があります。それから、国道 107 号もそうなのですけれども、この国道 343 号の笹ノ田も、国に言っても県からさっぱり上がってこないと言われるのです。沿岸部の復興も済みましたので、そろそろ内陸部の課題について進めていただきたいと、上澤県土整備部長に答弁をお願いしたいと思います。

○上澤県土整備部長 岩手県の安全、安心、災害等に対する道路ネットワークの構築は 非常に大事だと思っております。一方で、技術課題等検討協議会を設置して、検討を進め ております国道 343 号については、北上高地の峠を越える中で一番の隘路となっている区 間もありますし、地質的な課題も非常に多いということですので、有識者からさまざま意 見をいただいて、慎重に進めております。整備方針の案の検討も行っているところです が、今回こういった形での空中電磁探査での調査もできましたので、この結果や委員から の意見を踏まえて、そういった課題に一つ一つ、その調査の熟度を高めていきたいと思います。

また、国道 107 号等のお話もありましたが、これは全体の交通の動向等もしっかりと見きわめながら、タイミング等を見ながら適切な対応をとってまいりたいと思います。

- ○高橋穏至委員 技術評価点の関係ですが、項目を削った分、ほかの配点をふやしトータルは変わらないという説明でした。神﨑浩之委員の質問で、県によってこれは違うという話だったのですが、数字合わせで単純にトータルを変えないようにという配点に見られるのですけれども、トータルを変えない理由は何かあるのでしょうか。
- ○久保田建設技術振興課総括課長 この技術等評価点数については、岩手県の建設企業が全国的に営業しているほかの企業よりも点数を多く取れ、格付を上げて、地域の建設業が参入しやすいように加点をする形になっております。全体的に、減らした分については県の建設業の企業が県独自の点数を取って、地域のいろいろな工事を受注しやすい機会を得るのが大きいと思いますので、まず点数については下げずに、同じような点数を維持したいという思いでおります。

また、加算した点数については、いわて建設業振興中期プラン2023の大きな施策に合致 するようなものについて現在入れておりますので、今回説明したように、地域貢献活動や 除排雪業務などに加算して、トータルで県内建設業が活躍できる場の創出に努めている形 となっております。

- ○高橋穏至委員 地域の企業がしっかり守られるようにということで、それはいいと思うのですが、よくわからないのは入札参加資格の要件です。例えば週休2日制の要件は、 県外に営業所があるなどその辺の要件がどうなるかわからないのですけれども、週休2日などは別に地場企業でなくても、同じくやっていればどうなるのかなど、その辺を教えてください。
- ○久保田建設技術振興課総括課長 週休2日制の取り組みについては、県内建設企業の みが対象とされておりますので、県外の企業が営業所を持っていても、そこには加点され ず、県内に本社があるところに加点するという取り組みになっております。県内企業に加 点する項目と県外企業に加点する項目は分けて考えております。
- ○高橋穏至委員 そうすると、あくまでも技術評価点の点数は、県内企業だけに加点されて、県外の企業の分が抜けて評価されるという考えでよかったのでしょうか。
- ○久保田建設技術振興課総括課長 お配りしました資料の2枚目をごらんください。説明については省きましたけれども、薄く緑がかった部分と薄くオレンジがかった部分の二つが着色されていると思います。一番下に凡例がありますが、緑色については県内、県外とも加点しているもの、オレンジ色については県内企業のみを加点対象としているものという二つに分けております。両方に加点されるものと県内企業のみに加点されるものという形で分けて、県内の建設業が有利になるような取り組みや全体的に加点されるものについては県内、県外とも加点されるようなものに分けております。全体的には、県内企業の

みに加点されるものがかなり多い形となっております。

- ○**髙橋穏至委員** 前回の改正のときに何者か相談があり、地域貢献の中で除排雪や災害復旧の部分は、県内企業がどこでもできるのではなく、実績がないと参加できないから、結局今やっているところにしか対応とならず不公平ではないかという声があったのですが、その辺の考え方について、業界団体などから何かなかったですか。
- ○久保田建設技術振興課総括課長 今回の資格審査基準の改正に当たっては、県内の建設業協会、電業協会などに意見照会しまして、中身についてはこのように了解をとっています。除雪についても、沿岸部のほうが少ない、多いなどありますけれども、散布したり、契約したりなど、そういう団体については広く加点しておりますので、特に業界から削除してほしいという意見はないところです。
- ○田中辰也委員 盛土の件でお尋ねしたいのですが、これは盛岡市を除く県内全域を指定するということで、どこで盛土をやろうとしても知事の許可が必要になってくるということだと思います。その中で、地滑りや土石流などの危険地域を指定しているのですが、そういうところに盛土をすること自体、危険性を増すということになります。そういうところは、当然のことだから除外されるという考え方でよろしいのでしょうか。そういうのを規制する、そういう法律のたてつけにはなっていないのかどうか、その辺もあわせてお聞かせください。
- ○澤田都市計画課総括課長 既存の土地利用の規制や、例えば砂防の区域など危険な地域があって、そもそも盛土が許可されないところもありますが、国立公園なども全部含めて、今回全県くまなく規制区域とさせていただいております。どこだとある、ないなどというと、理解を得るのがなかなか難しく、運用面で結構大変ということもありまして、そこはあまり悩まないように、まずは指定させていただいて、申請の段階でそういうものは全て項目から外れているような仕組みを考えているところであります。
- **〇田中辰也委員** そうすると、申請して、審査の段階で、ここはこういう危険性がある から許可になりませんという判断で危険性を除去していくという理解でよろしいですか。
- ○澤田都市計画課総括課長 さまざまな土地利用規制や区域の規制もあり、かなり難しい状況になっておりますので、そこは申請する方が悩まないように、まず相談や窓口できちんと振り分けていただいて、市街地については都市、森林だったら林地開発などと許可権者がそれぞれ決まりますので、そちらにきちんとつないでいただくということになっております。
- ○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○白澤勉委員長 それでは、この際執行部から発言を求められておりますので、これを 許します。
- **○久保田建設技術振興課総括課長** 先ほど神﨑浩之委員から質問がありました合併特例 を受けている企業の数ですけれども、現在2者が合併特例でやられている状況ですが、他

地域への参入はできない形となっています。

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。

なお、連絡事項でありますが、当委員会の 11 月の県内調査につきましては、11 月 13 日から 15 日まで 2 泊 3 日の日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたします。本日はこれをもって閉会いたします。